

・・・・・ 國民健康保険 (国保)のお知らせ

問い合わせ先／市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151



本年度の納税通知書発送日
7月1日(金)

世帯主のかた宛てに国民健康保険税(国保税)の納税通知書を郵送します。今年度から通知書の様式を変更しています。発送後しばらくの間は、電話や窓口が混み合います。

本年度の国保税の税率など

県が示す標準保険料率(毎年度県が算定)と同等となるよう、昨年度から令和5年度までの3年間で段階的に税率改定を行っています。また、新たな制度として未就学児がいる世帯に対し、一律に未就学児の均等割額を2分の1に減額します。(低所得世帯に対する軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割額の2分の1を減額)

納期限までに早めのお支払いを

国保税は、普通徴収の場合、7～3月の年9回払いです。国保税を納付書で支払いしているかたには、納付書用紙(コンビニやスマートフォンアプリでの決済も可)を同封しています。口座振替のかたは、引き落とし前に残高を確認してください。年金からの特別徴収の場合は、年金支給日に徴収されます。

安全、確実、便利な口座振替を

預貯金口座から自動的に振り替えます。国保税が還付される場合や、療養費を支給するときに、引き落とし口座へ入金できるため振替依頼の手間が省けます。預貯金通帳と通帳届出印を持参の上、取扱金融機関などへお申し込みください。また、保険医療課では、キャッシュカードでも登録の手続きができます(一部の金融機関を除く)。

軽減・減免制度をご利用ください

- 低所得世帯のかた(申請不要)
- 会社の都合などで失業したかた(申告が必要)
- 災害、事業の休廃業、失業、療養などにより世帯の所得が激減し生活が著しく困難になったかた(納期限の7日前までに申請が必要)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく収入が減少したかた(申請が必要)

社会保険に加入したかた

就職などで社会保険に加入したら国民健康保険証の返還手続きを行い、税金の還付を受けましょう。法定納期限の翌日から起算して5年経過すると、還付を受けることができません。また、資格を失った状態で保険証を使うと、保険診療分の医療費をご自身で一時的に立て替えて、正当な保険者に返還請求することになります。月の途中で保険証の種類が変わったときは医療機関にも伝えましょう。

医療費を大切に

- 国保医療費の抑制は、国保税の上昇を防ぎます。
- 日頃から健康づくりや上手な受診を心掛けましょう
 - 交通事故やけんかなど第三者の行為により負傷したとき、治療に国民健康保険証を使う場合は届け出が必要です

詐欺にご注意を

市役所職員をかたり高齢者を標的とした還付金詐欺が多発しています。手続きでATMへ案内することはありません。不審な電話と感じたら、最寄りの警察署へご相談ください。

※詳細は、ホームページ(上記二次元コード)をご覧ください